

(別紙2)

平成30年度 尾瀬国立公園（群馬県地域）赤法華鳩待峠線歩道管理等業務
に関する業務請負条件

本業務の実施に際しては、利用状況及び植生等自然状況の両方を考慮した必要最小限の維持管理を迅速に実施する必要があるため、自然公園内の木道の維持管理に関する業務実績があり現場で適切な維持管理水準が判断できる体制の確保が必要となる。また、当該歩道がある地域は自動車でアクセスできないため、自然災害等の危急時に備え尾瀬ヶ原地区に陸路で早急に到達できる体制の確保が必要となる。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

- ① 自然公園内の木道の維持管理業務に関する業務実績があることが確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）
- ② 危急時に備え尾瀬ヶ原地区に陸路で早急に到達できる範囲に事業所があることが確認できる書類

(2) 提出期限等

- ① 提出期限
平成30年4月24日（火）17時
- ② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
入札説明書4（1）に同じ
- ③ 提出部数
2部
- ④ 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着）による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
ア 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時から13時を除く。）とする。
イ 郵送する場合は、封書の表に「平成30年度 尾瀬国立公園（群馬県地域）赤法華鳩待峠線歩道管理等業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。
ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

（3）審査結果の回答

平成30年4月25日（水）17時

なお、審査結果通知書の発出にあたっては、原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

(別添様式)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

関東地方環境事務所総務課長 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成30年度 尾瀬国立公園（群馬県地域）赤法華鳩待峠線歩道管理等業務
に関する業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

(1) 自然公園内の木道の維持管理業務に関する業務実績があることが確認できる書類
(契約書及び仕様書の写し等)

(2) 危急時に備え尾瀬ヶ原地区に陸路で早急に到達できる範囲に事業所があることが
確認できる書類

(担当者)

所属部署：

氏名：

TEL/FAX：

E-mail：